

川崎市告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年11月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

川崎市

中原区

井田杉山町、上小田中6丁目及び下小田中6丁目地内

高津区

梶ヶ谷4丁目、久末、上作延1丁目、下作延5丁目、末長1丁目、千年及び北野川地内

宮前区

有馬1丁目、有馬4丁目、小台1丁目、菅生5丁目、平5丁目、野川本町2丁目、南野川2丁目、初山1丁目、初山2丁目、東有馬2丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目、土橋1丁目及び土橋3丁目地内

多摩区

宿河原5丁目、宿河原6丁目、菅仙谷3丁目、菅馬場2丁目、登戸、南生田2丁目、生田2丁目及び長沢4丁目地内

麻生区

王禅寺西7丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺東5丁目、岡上3丁目、黒川、上麻生6丁目及び栗木台1丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課